

第3章

観光先進国の実現と美しい国づくり

第1節

観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

観光は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって、人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとともに、諸外国との双方向の交流により、国際相互理解を深め、国際社会での日本の地位を確固たるものとするためにも、極めて重要な分野である。

2 観光の現状

(1) 国内旅行消費額

平成30年の国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で20.5兆円（対前年比3.0%減）となった。

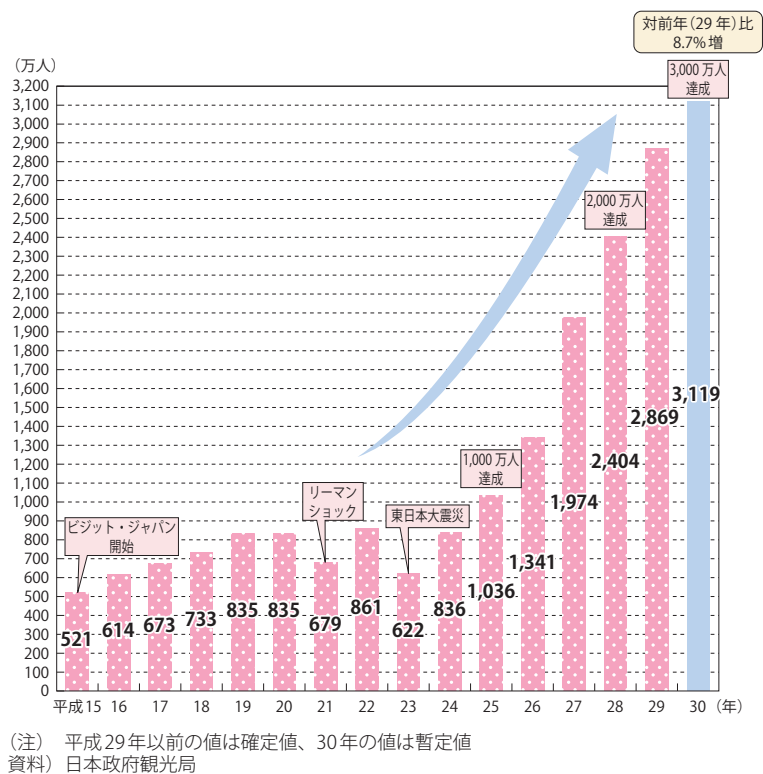
国内旅行消費額のうち、宿泊旅行消費額は15.8兆円（対前年比1.7%減）、日帰り旅行消費額は4.7兆円（対前年比7.0%減）となった。

(2) 訪日外国人旅行者数

平成30年の訪日外国人旅行者数は、3,119万人（対前年比8.7%増）と初めて3,000万人を突破し、6年連続で過去最高を更新した。

国籍・地域別では、中国が約838万人と最も多く、初めて800万人を超えた。また、ビジット・ジャパン事業^{注1}の重点20市場^{注2}のうち、香港を除く19市場において、年間での過去最高を記録した。

図表 II-3-1-1 訪日外国人旅行者数の推移



注1 平成15年から開始した訪日外国人旅行者の増加を目的とした訪日プロモーション事業

注2 韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、豪州、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、スペイン

(3) 訪日外国人旅行消費額

訪日外国人旅行者数の増加に伴い、平成30年の訪日外国人旅行消費額は、4兆5,189億円と過去最高を記録した。

国籍・地域別では、中国が1兆5,450億円（構成比34.2%）、次いで韓国が5,881億円（構成比13.0%）、台湾が5,817億円（構成比12.9%）、香港が3,358億円（構成比7.4%）、米国が2,893億円（構成比6.4%）の順となっており、これら上位5カ国で30年の訪日外国人旅行消費額全体の73.9%を占めた。

(4) 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数

平成30年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は1,938万人（対前年比10.0%増）となった。

特に香港や台湾は、30年の来訪回数2回目以上の方の割合がそれぞれ85.6%、82.4%となっており、リピーター率が高くなっている。

(5) 訪日外国人の地方部における延べ宿泊者数

平成30年（速報値）の訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数は3,636万人泊（対前年比11.3%増）となった。対前年比で見ると三大都市圏（11.1%増）を上回っており、都道府県別では、青森県（対前年比45.7%増）、宮城県（対前年比45.1%増）、山形県（対前年比37.0%増）等で大きく伸びた。

(6) アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合

平成30年の国際会議開催件数は492件（対前年比18.8%増）、イタリアに次ぐ世界7位となった。また、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める日本のシェアは30.3%となり、引き続きアジア地域で1位を記録した。

(7) 出国日本人数

2018年の出国日本人数は、1,895万人（対前年比6.0%増）で過去最高を記録した。

第2節

観光先進国の実現に向けた取組み

「明日の日本を支える観光ビジョン」の短期的な行動計画として、平成30年6月12日の観光立国推進閣僚会議にて「観光ビジョン実現プログラム2018」を決定し、これに基づき、観光先進国の実現に向け、政府一丸となって各種施策を推進した。

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

首都圏外郭放水路の見学会の開催回数を拡大するなど、インフラを観光資源として活用・開放し地域振興を図るインフラツーリズムを推進した。

コラム

インフラツーリズムによる観光・地域づくりの推進

ダム、橋、港等、世界に誇る土木技術等を観光資源として活用し観光・地域づくりを図る「インフラツーリズム」が、来訪者数年間約50万人に達するなど、盛り上がりを見せています。インフラツーリズムは、地域固有の財産であるインフラをもっとそばで見て、感じて、楽しむことで、インフラへの理解を深めていただきながら、インフラ周辺地域の活性化に寄与することを目指して取り組んでいます。

国土交通省の平成28年1月に開設したインフラツーリズムポータルサイトに掲載している民間主催ツアーは、平成28年度の32件から30年度には107件に増加し、ダムの観光放流と地域での食事等、インフラと地域とが連携したツアーが実施されています。インフラに来て見て学んで楽しんで。「インフラ見楽（けんがく）」、あなたも是非一度、体験してはいかがでしょうか。



首都圏外郭放水路（埼玉県）



明石海峡大橋（兵庫県）



宮ヶ瀬ダム（神奈川県）

資料）国土交通省



第二海堡（千葉県）

（2）景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、低コスト手法普及に向けたモデル施工の実施、技術マニュアルの整備などにより無電柱化を推進した。

また、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るため、平成30年4月に無電柱化推進計画を策定した。

また、全都道府県・市区町村を対象にした講習会等の開催等により、主要な観光地の市町村等における景観計画の策定を促進するとともに、国営公園で案内板の多言語化等を実施した。

河川においては「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用し、民間事業者等と連携してオープンカフェ・川床の設置など、河川空間とまち空間を融合させ、旅行者を魅了する空間形成を推進した。

(3) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に眠る古民家等の歴史的資源を宿泊施設等に活用し地域の活性化に繋げるため、関係省庁と連携しながら、ワンストップ窓口での地域からの相談への対応や、専門家の派遣等の支援を行っている。

また、新たに創設した小規模不動産特定共同事業やクラウドファンディングの具体的な事業手法を提示するガイドラインの策定等により、小口投資を活用した古民家等の再生を促進している。

(4) 新たな観光資源の開拓

訪日外国人旅行者の地方誘客、滞在時間の長期化による旅行消費の拡大に向け、地域固有の文化、自然等の観光資源を活用した新たな体験型観光の充実のための事業を実施した。

(5) 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組みを支援している。さらに、地域の魅力・課題の発見や施策の提案、関係者のスキル向上等を支援するため、各地域へ専門家派遣を行っている。

また、アニメや忍者等、ある一つの観光資源で地方誘客を図るため、ネットワーク化した各地域を「テーマ別観光による地方誘客事業」により支援している。

他にも、酒蔵ツーリズム推進の一環として、平成29年度税制改正において「輸出酒類販売場制度」を創設し、外国人旅行者向け消費税免税店のウェブサイトにも酒税免税を受けることのできる酒蔵等を掲載することで同制度の周知を図っている。

さらに、平成30年12月、訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）が把握できるFF-Dataについて最新1年分（29年分）を公表した。これにより、周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しへの活用が期待される。

このほか、ビッグデータを活用しつつ、既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策の強化に取り組んだ。具体的には、北海道富良野美瑛地域では幅広路肩を活用した駐車待ち車両と通過交通との分離や臨時駐車場を活用したパーク&バスライドによる渋滞対策を行った。

(6) 「観光立国ショーケース」の形成推進

訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成するため、釧路市、金沢市及び長崎市の3都市を選定し、各都市の策定した「観光立国ショーケース実施計画」を推進するため、観光資源の磨き上げ等を支援している。

(7) 東北の観光復興及び各自然災害への対応

東北の観光復興の取組みを一層推進するため、平成28年を「東北観光復興元年」とし、各種施策を推進している^注。

注 東北の観光復興については、第1章第4節(2)を参照。

また、2018年は「平成30年台風第21号」、「平成30年7月豪雨」、「平成30年北海道胆振東部地震」等大規模な災害が相次いで発生し、各観光地において深刻な影響を及ぼした。観光庁では、これら災害による風評被害等の影響を最小限に留めるべく、各種観光支援策を講じた^注。

コラム

被災観光地の復興支援（平成30年度に発生した災害）

2018年は「平成30年7月豪雨」、「平成30年台風第21号」、「平成30年北海道胆振東部地震」等大規模な災害が相次いで発生し、各観光地において深刻な影響を及ぼしました。観光庁では、これら災害による風評被害等の影響を最小限に留めるべく、各種観光支援策を講じてきたところです。

「平成30年7月豪雨」が発生した際には、政府において策定した「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」に基づき、「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を創設し、「ふっこう周遊割」として、被災地域等13府県（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、徳島県、香川県）における周遊旅行中の宿泊料金の低廉化等の支援を行ってきたほか、訪日プロモーションの実施等により、風評被害の防止や観光需要の早期回復を図りました。

また、「平成30年台風第21号」やこれに伴う関西国際空港の被災を受け、関西地区におけるインバウンド観光の活性化に向け「関西インバウンド観光リバイバルプラン」を策定し、関西地区のきめ細かな情報発信、航空会社や旅行会社等による割引商品の設定等、官民を挙げた各種取り組みを実施しました。

さらに、「平成30年北海道胆振東部地震」が発生した際には、北海道観光への支援として、（公社）北海道観光振興機構や北海道庁と連携し、道内における旅行商品代金や宿泊料金の低廉化の支援を行う「北海道ふっこう割」や各種割引運賃など、官民を挙げて「元気です北海道／Welcome! HOKKAIDO, JAPAN」キャンペーンを9月28日から展開するとともに、日本政府観光局による正確な情報発信や海外プロモーションを実施しました。

これらの取り組みを通じ、災害による影響を最小限に留めた結果、2018年の訪日外国人旅行者数については、災害発生後の9月には前年同月比マイナスに転じたものの、その後回復し、12月には史上初めて年間累計3,000万人を突破し、過去最高の3,119万人となりました。今後も災害にも負けない「観光先進国」の実現に向け、各種施策に取り組んで参ります。



「元気です北海道／Welcome! HOKKAIDO, Japan.」キャンペーンロゴ

注 各自然災害への対応については、コラムを参照。

絶好の観光シーズンを迎えた北海道の自然、文化、食等の豊富な観光資源の魅力を伝え、国内外の来訪客に道内の体験、滞在を楽しんでいただくため、北海道観光振興機構、JINTO(日本政府観光局)、民間事業者、地方自治体など幅広い関係者の協力を得て、「北海道ふっこう割」も活用しながら、国内外からの来訪者を改めて歓迎する「元気です北海道/Welcome! HOKKAIDO, Japan.」キャンペーンを実施する。

4つの柱と取組事例

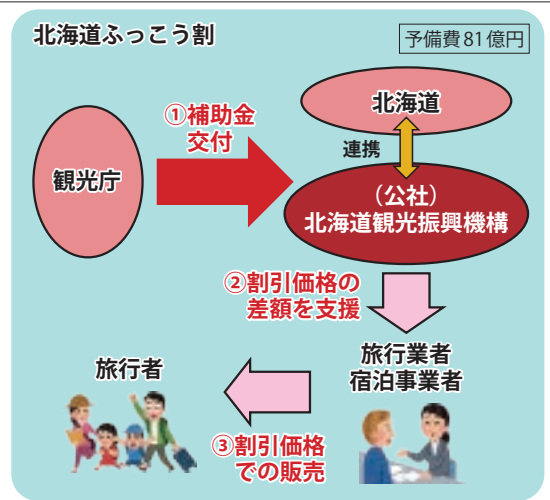
(2月28日時点 317件 ← 9月28日時点 252件)

- | | |
|---|------|
| 知ってもらう | 180件 |
| <ul style="list-style-type: none"> - 共通キャンペーンロゴの設定 - 北海道観光振興機構、日本政府観光局等による道内の魅力あふれる観光資源の国内外に対するきめ細かな情報発信 - 日本政府観光局と航空会社・旅行会社による共同プロモーション - 関係庁との連携による風評被害払拭のための情報発信 | |
| 来てもらう | 70件 |
| <ul style="list-style-type: none"> - 北海道全域での旅行商品や宿泊料金の割引支援(北海道ふっこう割) - 航空会社、鉄道会社、旅行会社等による割引商品の設定 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ANA : 訪日旅行者向け運賃を最大約5割値下げ
 JAL : 北海道発着の訪日外国人向け国内運賃を3割値下げ
 JR東 : 「えきねっと・モバイルSuica」のスペシャル商品 (50%割引)を設定 </div> | |
| 行ってもら | 26件 |
| <ul style="list-style-type: none"> - 北海道内の公共交通事業者による利用促進活動 | |
| 楽しんでもら | 41件 |
| <ul style="list-style-type: none"> - 自然、文化を楽しめる体験・滞在型観光の促進 - 北海道内の観光施設、ホテル・旅館、飲食店、小売店、等の割引 | |



<キャンペーンロゴ>

※下線部の一部は予備費を活用して実施



資料) 観光庁

コラム

非常時の外国人旅行者の安全・安心確保

大阪府北部地震、台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等、昨年相次いだ自然災害に際し、訪日外国人旅行者が災害の発生状況や交通機関の運行状況等の情報を適切な形で入手できない、重要な情報源となっているスマートフォンが利用できない、といった課題が発生しました。

その教訓を踏まえて、平成30年9月28日の観光戦略実行推進会議において「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」が決定されました。これに基づき、観光庁としては、関係機関・事業者と連携しながら、非常時における外国人旅行者への情報提供のあり方の改善に取り組んでいます。代表的な取組み内容は以下のとおりです。

1. 日本政府観光局のコールセンター (Japan Visitor Hotline) について、その周知に努めつつ、365日24時間、英語、中国語、韓国語できめ細かい相談ができる体制を確立するとともに、日本政府観光局認定観光案内所について、非常用電源や携帯電話充電機器の整備等を支援し、業務継続能力を強化。さらに、日本政府観光局アプリの機能改善により、災害発生情報のプッシュ通知拡大や災害時ガイダンス機能を強化。

2. 日本政府観光局の災害情報発信用Twitterアカウント（Japan Safe Travel）を新設したほか、日本政府観光局のウェブサイトや公式SNS（Facebook、Twitter、微博）等を通じて、災害関連情報を正確に発信。

3. 鉄道における情報提供を充実させるため、新幹線の車内や駅における英語放送の充実や駅改札口・券売機・きっぷ売り場等における外国語での運行情報提供の強化等を推進。

4. 空港における情報提供を充実させるため、多言語対応可能な空港会社職員の確保、BCPや災害支援協定等に基づく航空会社やテナント等の空港内の関係機関職員の協力体制の構築、十分な携帯電話等充電環境の確保等を推進。

さらに、訪日外国人旅行者の利用が多い新幹線については、輸送障害発生時の情報提供の重要性が高いことから、本年1月30日に「異常時における訪日外国人旅客への情報提供（新幹線）に係る対応指針」を策定の上、JR各社に通知し、①原則4か国語による10分間隔での構内放送、②QRコードによるウェブサイトへの誘導、③ウェブサイトの30分毎の更新等の取り組みを進めております。

今後とも、訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境の整備に向け、不断の改善措置を講じてまいります。

図1 震災後、多くの観光客が観光案内所に集まっている様子



図2 鉄道会社による情報提供改善のための工夫（タブレットによる情報提供）の事例



2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

（1）観光関係の規制・制度の総合的な見直し及び民泊サービスへの対応

平成30年1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき、新たに5地域において地域通訳案内士制度が導入されたほか、旅行サービス手配業の登録制度について、都道府県等とも連携して制度周知を図り、31年3月時点で1,037社の登録がなされた。

また、適切な規制の下で健全な民泊を推進するため、30年6月に施行された「住宅宿泊事業法」や関連する政省令に基づき、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度について、運用を開始した。

（2）産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

観光分野における人材の育成及び確保のため、トップレベル、中核レベル、実務レベル、それぞれのレベルで取り組みを行った。

トップレベルについては、我が国の観光産業を牽引する人材を育成するために、一橋大学及び京都大学の大学院段階（MBAを含む）に経営人材を恒常的に育成する拠点として、平成30年4月に「観光MBA」を設置し、産学官連携によるカリキュラム内容の検討や広報・啓蒙活動等を実施した。

中核レベルについては、平成27年度に行った小樽商科大学での教育プログラムを展開し、29年度に採択した青森大学、鹿児島大学、東洋大学、明海大学、30年度に採択した神戸山手大学、信州大学、横浜商科大学の7大学において地域の宿泊業等の経営力向上に向けた講座を開講した。

実務レベルについては、観光産業の人手不足の対応として、産学連携による先進的な実践授業の調査・発信や、実務人材確保・育成のためのワークショップを開催した。

（3）宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

平成28年6月に発出した宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知に基づき、積極的な取組みを進めるとともに、民間事業者による宿泊施設の整備に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）による金融支援を実施した。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取組みへの支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。

（4）「世界水準のDMO」の形成・育成

観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う法人である観光地域づくり法人（DMO）^注の全国各地での形成・育成に向けて、「日本版DMO」登録制度において平成31年3月29日時点で237法人を登録するとともに、情報・人材・財政金融の3つの側面から支援を行った。

（5）「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開および次世代の観光立国実現のための財源の展開

観光庁と包括的連携協定を締結している^(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）において、地域金融機関等と共同して平成30年度末までに12件の観光活性化ファンドを組成し、これらのファンドから50件の投融資を行い、観光地の面的な再生・活性化に貢献した。観光庁では、同機構の取組みに関連性の高い事業の情報提供、ファンド組成等のウェブサイトでの周知など、同機構の取組みに対する支援を行った。

また、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設された（31年1月7日制度開始）。財源の用途に関しては、受益と負担の関係から日本人出国者を含む負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとするわが国が直面する重要な政策課題に合致するものに充てることとしている。

（6）オリパラ後を見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化及びインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

観光庁・日本政府観光局は、欧米豪地域からのインバウンドを更に促進するため、平成30年2月から、日本の旅行先としての認知度向上を目的とした「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」を開始し、デジタル技術を活用しつつ、ウェブを中心に広告・情報発信を展開している。

また、日本政府観光局のウェブサイト等の利用状況等をデータとして蓄積・活用することで、外国

注 DMO：Destination Management/Marketing Organization。

人旅行者の興味関心等の定量的な分析を可能とし、ニーズに応じたコンテンツの提供を進めた。

さらに、地方部への誘客を促進するため、日本政府観光局が地方自治体等に対してインバウンドの最新動向などを提供するセミナー等を開催した。

(7) MICE誘致の促進

我が国のMICE国際競争力の更なる強化に向けて、関係府省一体となって実施する施策について「関係府省MICE支援アクションプラン2018」を、MICE業界や関係省庁・団体に係る施策について「MICE国際競争力強化委員会提言」をそれぞれ平成30年7月に策定した。これらの取りまとめに沿ってMICE誘致に意欲的な都市に対する機能高度化支援を実施する等、より一層取り組みを強化した。また、グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援を実施している。

(8) ビザの戦略的緩和

観光ビジョンにおいて戦略的なビザ緩和の対象市場である中国、フィリピン、インドについて、最長有効期間の延長や発給対象者の拡大等のビザ緩和措置や申請手続の一部簡素化を実施するとともに、ロシアについて、団体観光パッケージツアー参加者用短期滞在一次査証の導入を行った。

(9) 訪日教育旅行の活性化

日本政府観光局が運営する一元的窓口を通じ、訪日教育旅行のマッチングを支援したほか、台湾市場等で教育関係者等の招請事業等を行った。

(10) 観光教育の充実

子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を学習し、その魅力を自ら発信できるよう、モデル授業の検証を行うとともに、観光教育普及のための動画を制作し、シンポジウムやウェブサイト等で公開した。

(11) 若者のアウトバウンド活性化

平成30年7月に「若者のアウトバウンド活性化に関する検討会」のとりまとめを公表した。当該とりまとめに基づき、31年1月に「若者のアウトバウンド推進実行会議」を設立し、若者の「海外体験」を促進するための国民的ムーブメントを醸成しつつ、関係者が連携して応援プログラムの策定を進めている。

また、25年から首都圏を中心に実施している若者に旅の意義や素晴らしさを伝え「若旅★授業」の全国展開に向け、文部科学省、地方運輸局、教育委員会や関係機関等と連携を強化し、30年度は計14回（うち地方部が5回）実施した。

3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

関係省庁と連携の下、入国審査の待ち時間を活用して個人識別情報を事前取得するバイオカードの配備空港を15空港から17空港に拡大したほか、日本人出帰国手続のための顔認証ゲートを羽田、成田、中部、関西、福岡空港に本格導入した。

さらに、仙台など13空港に新たにボディスキャナーを導入するとともに、高性能な爆発物自動検出機器類について、成田空港をはじめ一部の主要空港等に導入した。

(2) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

拠点駅周辺の案内サイン、バリアフリー交通施設、歩行空間等の整備を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワークの構築を推進している。

また、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、日本の都市の魅力の発信に係る取組みを実施した。

(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備

公共交通機関、観光案内所等における多言語対応、無料公衆無線LAN環境の整備や公衆トイレの洋式化等に対する支援を行った。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取組みへの支援を実施した。

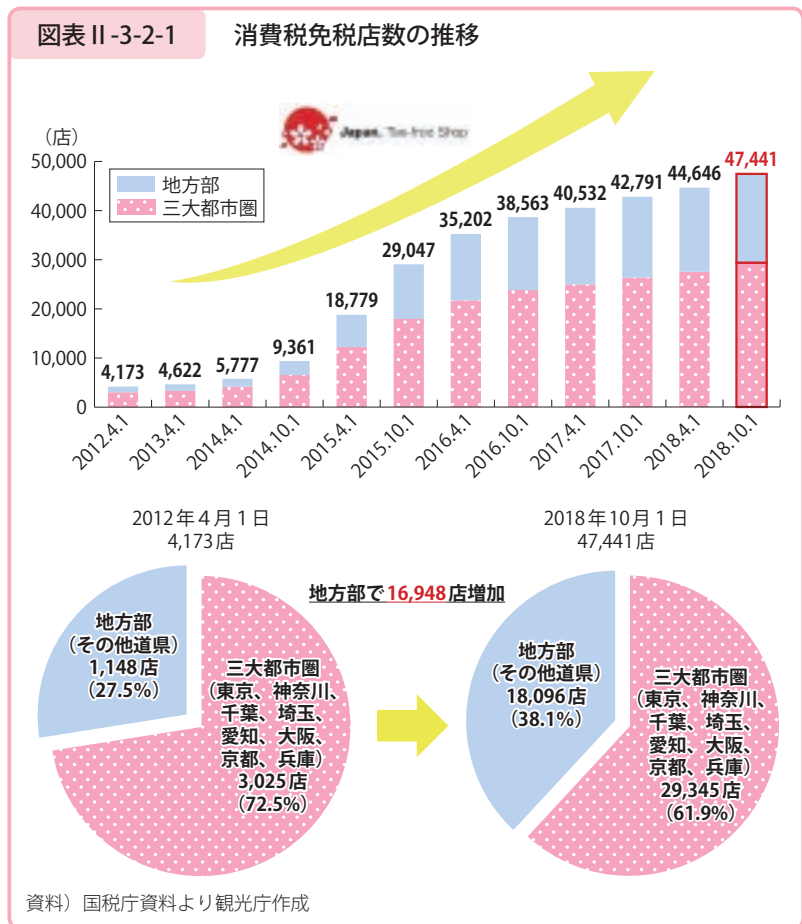
平成30年7月より一定の条件(特殊包装等)の下、一般物品と消耗品の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とするとともに、外国人旅行者向け消費税免税制度について引き続き周知徹底を図り、地方も含めた消費税免税店の拡大に取り組んだ。また、地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、令和元年7月より、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に臨時出店する場合において、事前の手续により免税販売を可能とする制度を創設した。

また、「道の駅」について、観光案内所の設置や無料公衆無線LAN(「道の駅」SPOT)等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組みを推進した。

(4) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」について、平成30年度に約1,600の医療機関をリスト化し、多言語で情報発信を行った。また、引き続き外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、入国前・入国中・入国後の様々な段階において旅行保険への加入を促進した。

図表 II-3-2-1 消費税免税店数の推移



(5) 「地方創生回廊」の完備

「ジャパン・レールパス」の国内販売箇所について、平成30年7月よりJR東日本浜松町駅が、31年3月からはJR西日本の富山、三ノ宮、奈良駅が追加され59駅・空港79箇所拡大した。

さらに、多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人とモノの流れや地域活性化のさらなる促進のため、バスを中心とした交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を推進している。28年4月に開業したバスタ新宿では、待合環境の改善及び渋滞対策として、土産ショップの設置や国道20号線の線形改良等を行った。引き続き、さらなる利便性の向上や、渋滞対策の強化を推進していく。今後計画されている品川駅及び神戸三宮駅等をはじめとして、官民連携を強化しながら、道路事業による戦略的な集約交通ターミナルの整備を展開していく。

訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、整備の進む我が国の高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せ、高速道路に路線番号を付す「ナンバリング」を導入し、令和2年までの整備概成に向けて、各道路管理者と連携して全国的に整備を推進した。また、全国の主要観光地49拠点等において、各機関の案内看板等とも連携し、道路案内標識の英語表記改善を推進するとともに、著名な観光地や名所等において交差点名標識への観光地名称の表示を推進した。

高速道路会社が、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、全国の各エリアを対象とした高速道路の周遊定額パスを実施している。

船旅に係る新サービス創出の促進を図るため、平成28年4月から3年間、「船旅活性化モデル地区」制度を設け観光利用に特化した航路の旅客船事業の制度運用を試験的に弾力化した。この結果を踏まえ、31年4月からは「インバウンド船旅振興制度」を創設し、インバウンド等の観光需要を取り込む環境整備を図っていく。

過疎地域等における観光客の交通手段を確保するため、「自家用有償旅客運送制度」の対象を国家戦略特別区域において訪日外国人旅行者をはじめとする観光客に拡大し、30年5月より兵庫県養父市において運行が開始された。

(6) 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

国際線就航を通じた訪日誘客誘致の促進のため、平成29年7月に全国27の空港を「訪日誘客支援空港」として認定し、国際線の新規就航・増便、旅客の受入環境高度化への支援等を実施している。

このほか、日本政府観光局において、国際航空見本市へ出展し、商談を実施するとともに、新規就航・増便に合わせ、共同広告を実施した。

また、民間の知恵と資金を活用して空港の活性化を目指すため、福岡空港、熊本空港、北海道内7空港、広島空港について、空港運営の民間委託に向けた手続き等を進めた。

さらに、羽田空港の飛行経路の見直しや、成田空港の高速離脱誘導路等の整備、中部空港のLCC専用ターミナルの整備、福岡空港及び那覇空港の滑走路増設事業等、空港発着容量拡大等の取組みを進めた。

(7) クルーズ船受入の更なる拡充

観光ビジョンに掲げた「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標の実現のため、既存ストックを活用して大型クルーズ船を受け入れるための係船柱、防舷材等の整備を行うとともに、クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う地方公共団体等に対する補助制度（国際ク

ルーズ旅客受入機能高度化事業)を活用し、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」に向けた取組みを行った。

また、国土交通大臣が指定した港湾において、旅客施設等を整備し一般公衆の利用に供する民間事業者に対し、岸壁の優先使用などを認める協定制度を創設し、平成29年度までに指定した6港に加え、30年6月に1港(鹿児島港)を指定した。

さらに、インドネシアにおける現地旅行会社等を対象としたセミナーや、上質な寄港地観光プログラムの造成を促進するためのクルーズ船社と寄港地側関係者の意見交換会及び「全国クルーズ活性化会議」と連携したクルーズ船社と港湾管理者等との商談会を開催したほか、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトの充実を図った。

(8) 公共交通利用環境の革新

全国の公共交通機関に係る経路探索の充実に向けて、バス事業者と経路探索事業者との間で簡単にデータの受け渡しが可能となるよう定めた「標準的なバス情報フォーマット」に、バスの遅延情報・運行情報等の動的データを追加した。

訪日外国人旅行者のニーズが多い、鉄道車両の無料Wi-Fiについて、平成30年5月からのJR東日本の東北新幹線を皮切りに、すべての新幹線でサービスを開始した。また、バスナンバリングが既に導入されたシステムの改善及び未導入系統における導入促進に向け、同年2月に設置した関係者からなる検討会において議論を実施した。また、訪日外国人旅行者を含めたすべてのバス利用者にとってわかりやすいバスの利用環境を整備するため、平成30年10月に「乗合バスの運行システムのナンバリング等に関するガイドライン」を策定した。

タクシーについて、アプリを活用し30年10月から11月にかけて需要に応じて迎車料金が変わる変動迎車料金、30年10月から31年2月にかけて事業者が利用可能区域、利用回数等の条件を定めた上で、条件の範囲内で一定期間、定額で乗り放題とする運賃の実証実験を実施した。

訪日外国人旅行者が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、空港・駅等で荷物の一時預かり、空港・ホテル・海外の自宅等へ荷物を配送する手ぶら観光を推進した。(「手ぶら観光」共通ロゴマークの認定数：31年3月末現在296箇所)

平成30年4月に「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」の一部改正法が公布され、公共交通事業者等に努力義務として課されていた多言語による情報提供促進措置が拡充され、Wi-Fi整備、トイレの洋式化等、幅広いニーズへの対応を促す観点から、新たに外国人観光旅客利便増進措置が定められた。

(9) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

平成29年2月に決定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の確実な成功及びその先を見据え、大規模駅等のバリアフリーの高度化に取り組むとともに、全国各地における高い水準のバリアフリー化、心のバリアフリーを推進していくこととされた。これに関連して、30年5月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、必要な政省令等を公布した(30年11月1日施行。ただし、一部の規定は31年4月1日施行。)

空港では、旅客ターミナルビル毎に数値目標を設定しており、成田空港及び羽田空港国際線ターミナルではすべてのトイレにフラッシュライトを設置した。

バス・タクシーのバリアフリー車両導入促進を図ったほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について支援した。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への改修の支援を実施するとともに、「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成・公表した。

さらに、28年1月に東京都内における「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を、同年9月に千葉、埼玉、神奈川県内における同様の取組方針を策定した。これらの取組方針に基づき、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路標識の改善に取り組んだ。アクセシブルルートを含む競技会場周辺の道路についても、連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進した。

第3節

良好な景観形成等美しい国づくり

1 良好な景観の形成

(1) 景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体は平成30年3月末時点で713団体に増加し、景観計画は558団体に策定されるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、「屋外広告物法」に基づく条例を制定している景観行政団体は、30年4月1日時点で209団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。

(2) 社会資本整備における景観検討の取組み

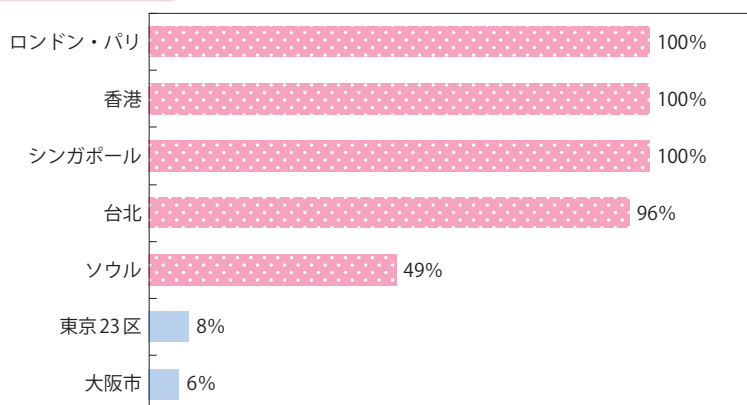
景観に配慮した社会資本整備を進めるため、地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、事業後の景観の予測・評価を行い、事業案に反映させる取組みを推進している。

(3) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、低コスト手法普及に向けたモデル施工の実施、技術マニュアルの整備などにより無電柱化を推進した。

また、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るため、平成30年4月に無電柱化推進計画を策定した。

図表 II-3-3-1 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



※1 ロンドン、パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※2 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※3 シンガポールは『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRE2001, Singapore, 2001』による2001年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※4 台北は台北市道路管線情報センター資料による台北市区の2015年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※5 ソウルは韓国電力統計2017による2017年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※6 日本は国土交通省調べによる2017年の状況（ケーブル延長ベース）
 資料) 国土交通省

(4) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした修景・緑化を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。平成31年3月末現在142ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

(5) 景観に配慮した道路デザインの推進

安全・円滑・快適に加えて、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的指針である「道路デザイン指針（案）」や道路附属物等の設置・更新を検討するにあたっての景観への配慮事項を示した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」等に基づき、良好な景観形成の取組みを推進している。

(6) 水辺空間等の整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」をすべての川づくりにおいて推進している。

河口から水源地まで河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」計画を作成し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を推進している。

具体的には、良好な河川環境を保全・復元及び創出する「総合水系環境整備事業」や河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の緩和措置」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により支援している。

また、下水処理水のせせらぎ水路としての活用等を推進し、水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

(1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園等の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園等の整備を推進しており、17公園が開園している。平成30年度には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備を行った。また、閣議決定に基づき、「明治150年」関連施策の一環として、明治記念大磯邸園の一部区域の公開を行った。

(2) 古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れなどの古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

(3) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防施設（平成31年3月31日現在、重要文化財2件、登録有形文化財201件）については、施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核として位置付け、環境整備を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取組みを促進している。

(4) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、72市町（平成31年1月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組みを支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

(5) ミズベリング・プロジェクトの推進

「ミズベリング」とは、日常的な生活や経済活動を営みながら、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供する取組みである。

身近な川を活用し、多様な主体が連携することで、新たなソーシャルデザインを生み出しながら、全国各地の水辺から地域活性化を実現しようとする活動であり、全国60箇所以上で展開されている。

川の価値を生かし、地域の宝としての役割を果たせるよう、ミズベリングを通じて地域の人々や民間企業の取組み支援を推進する。

図表 II -3-3-2

荒川流域の歴史的治水・砂防施設を巡る観光・交流イベントを推進（福島県福島市）



資料) 国土交通省

図表 II -3-3-3

川床のスケッチ（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所

図表 II -3-3-4

実現した川床の様子（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所

(6) グリーンインフラの取組みの推進

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするグリーンインフラについて、多自然川づくりや緑の防潮堤、延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備など様々な分野において取り組んできた。平成30年度にはグリーンインフラ懇談会を開催し、今後の推進方策等について議論を行った。